

令和5年度答申第44号
令和5年11月13日

諮問番号 令和5年度諮問第48号（令和5年10月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B企画ことC（以下「本件事業主」という。）に雇用された労働者であったが、令和4年9月25日、退職した。
(認定申請書)
- (2) 審査請求人は、令和4年11月10日、本件事業主が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。
(認定申請書)
- (3) 処分庁は、令和5年2月27日付けで、本件認定申請につき、「事業活動は停止しておらず、今後も事業活動の継続が見込まれるため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。
(不認定通知書)
- (4) 審査請求人は、令和5年5月25日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。
(審査請求書)
- (5) 審査庁は、令和5年10月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却

すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人が勤務していたD地の土砂が運ばれる現場は、既に閉鎖され、土砂搬入の余力もないままに放置されており、出入口の舗装も復元して返還の処置も行われていない。
- (2) E社のF氏ほか3名から、G地の現場に土砂を搬入しているが、本件事業主とは異なる業者の伝票になっているとの説明を受けた。残土処分の依頼であるが、最終処分地とか、中間処理の正式の許可を得ていないと思われる本件事業主との契約は不自然である。
- (3) A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）と土砂を搬入しているH社の事務員との電話で、本件事業主との買掛金の支払とあるが、H社の代表者でなければ疎明の力量は軽微であり、確定要素ではない。
- (4) I社の本件事業主に対しての重機のリースは、書面上、都合上だけの書面を採用していると思われる。本件事業主は、数百万円の修理、リース代を抱えており、当時雇用されていたJ氏及びK氏からも聞いている。
- (5) 審査請求人の調査では、当時雇用されていたJ氏は糖尿の悪化で入院しており、もう一人のK氏については運転免許失効で、G地の現場で仕事はしておらず、雇用を継続している事実はない。
- (6) A簡易裁判所で審査請求人と本件事業主との間で和解した貸付金返金訴訟について、本件事業主は、第1回返済期限である令和5年3月末日の3万円の支払も怠り、2回目の同年4月末も不履行となった。取引銀行にはわずかな金額しか預貯金がなく、これで事業活動ができるとは言い難い。
- (7) L石油店とは取引停止となっており、現金を持参すれば、その分だけ販売することをL石油社長から聞いている。
- (8) 以上の状況からみて、本件事業主の事業継続は100パーセント見込みがないことから、処分庁は本件事業主に賃金支払能力がないことを認めるべきである。

よって、本件不認定処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、本件事業主が「事業活動が停止し、再開する見込

みがない」状態に該当するか否かであり、これについては以下の事実が認められる。

- (1) 本件事業主は、令和4年12月13日、本件労基署の担当官に対し、以下のとおり申し立てた。
 - ア 本件事業主が営む事業の業種は建設業であり、事業内容は、建設現場などで発生した土砂を本件事業主の所有する土地に廃棄するというもの。
 - イ 土砂が運ばれる場所は、D地の現場及びG地の現場の2か所がある。
 - ウ 審査請求人が就労していたD地の現場は閉鎖しているが、現在、G地の現場で事業を行っている。土砂はダンプで運ばれ、ダンプの運転手は取引先の労働者である。
 - エ 現在の代表的な取引先は、H社、M不動産、N工業、O、P建築などがある。
 - オ 取引先との契約は口頭で行い、取引先から代金を受け取る時に領収書もらう。
 - カ 現在、労働者を2名（J氏とK氏）雇用している。仕事内容はダンプの搬入台数の記録である。
 - キ 審査請求人からユンボの修理代金50万円を支払ってもらう必要があるため、審査請求人に賃金を支払えない。
- (2) 本件労基署の担当官は、令和4年12月14日、G地の現場に臨検したところ、当該現場の門は開閉し、門の前で作業員の車が停車していた。
また、門には「立入禁止」の掲示物があり、本件事業主の名字及び携帯電話の番号が記載されていた。
- (3) 本件事業主から、H社に対し、残土処分代として、令和4年11月25日付けで同年10月1日から同月30日までの分（152万6000円）、同年11月29日付けで同月1日から同月29日までの分（28万円）及び同年12月23日付けで同月1日から同月23日までの分（37万8500円）の請求がされているほか、H社の担当者は、本件労基署の担当官に対し、令和5年2月2日には4万9000円の支払をした旨申述している。
- (4) 本件事業主は、令和5年2月9日、本件労基署の担当官からの電話録取に対し、H社及び重機のリースを受けるI社とは現在も取引をしており、今後も取引を行う予定であること、現在でもJ氏とK氏の2名を雇用している（ただし、1名は体調不良でしばらく仕事を休むかもしれない）こと

等を申し立てた。

- 2 上記1のとおり、本件事業主については、①処分庁の担当官の臨検の結果においてG地の現場は閉鎖されている状況とは認められないこと、②H社との取引が継続していることが確認できること、③本件事業主は事業を継続する意思を有していることが確認できることなどの状況を総合的に勘案すれば、その事業活動は停止しておらず、今後も事業活動の継続が見込まれるとした本件不認定処分は違法又は不当なものとは認められない。
- 3 よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について
 - (1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。
 - (2) 本件事業主の事業活動については、以下の事実が認められる。
 - ア 本件事業主の主な事業活動は、建設現場などで発生した土砂を下記イの土地に搬入するというものである。

(処理経過)

イ 土砂の搬入場所はD地の土地とG地の土地の2か所あり、審査請求人が働いていた前者の現場は閉鎖したが、後者の現場については、令和4年12月に本件労基署の担当官が臨検した際、同所に「立入禁止管理者QC」と記載された看板が設置されていたこと、同所の門が開閉されていること、作業員の車両及び作業員が存在することが確認された。

(処理経過、写真3枚(G地の土地に係るもの))

ウ 本件事業主から取引先であるH社に対し、令和4年11月から同年12月にかけて残土処分代の請求がなされ、令和5年2月にもH社から本件事業主に対して買掛金が支払われており、H社の代表者は今後も本件事業主との取引を継続する旨申し立てている。

(請求書3通、電話録取書(H社事務員に係るもの)、電話録取書

(H社代表取締役に係るもの)

エ 本件事業主は、令和5年2月時点で、H社ほか1社との取引が行われており、今後も取引を継続する旨申し立てている。

(電話録取書(Cに係るもの))

以上の事実を照らすと、本件事業主については、本件不認定処分当時、G地の現場において事業活動が行われていたことがうかがわれ、取引先との取引も継続しており、事業活動継続の意思もあると認められるので、事業活動を停止していたと認定することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史